

## 東淀川区区政会議公開要領

### 東淀川区区政会議

#### 1 公開の方法

##### (1) 傍聴の定員

傍聴の定員は、10名以上とし、会場等の事情を考慮して、その都度決定する。

##### (2) 申込受付

申込受付は、会議開始時間の30分前から開始し、定員になり次第、終了する。

##### (3) 傍聴席

傍聴者には、椅子と机を用意する。ただし、会場等の事情により椅子のみとする場合もある。

##### (4) 資料の配布

会議資料があるときは、傍聴者に会議資料を配布する。ただし、会議資料に個人情報が含まれている場合等、区長が配布すべきではないと認めときは、この限りではない。

##### (5) 傍聴要領

会議の公正・円滑な運営が妨げられることのないよう、傍聴要領（別紙）を作成し、受付の際に配布して周知するものとする。

##### (6) 違反者への措置

傍聴者が傍聴要領の遵守事項に違反し、会議の妨げになると認められるときは、区長は違反者に注意することができる。ただし、注意してもこれを改めないとときは、当該傍聴者を退場させることができる。

##### (7) 会議の一時中断等

前号ただし書きによる退場の指示に従わず、会議の円滑な進行が著しく阻害され、会議の目的を達成できないと認められるときは、区長は、会議を一時中断することができる。ただし、一時中断したにもかかわらず、会議の秩序維持が困難であると認められる場合は、会議を中止することができる。

##### (8) 会議の撮影等

区長が認めた場合に限り、傍聴者が写真撮影、録画又は録音を行うことができる。

##### (9) 報道機関の取材に対する配慮

会議の支障にならない範囲内において、報道機関の取材等に対して配慮する。

## 2 会議開催の周知

会議開催の周知にあたっては、開催日の10日前までに、必要な事項を東淀川区ホームページに掲載する。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

公開する会議の開催に当たっては、前項に定めるもののほか、必要に応じて、報道機関への情報提供などの方法により、開催日時、場所、議題その他必要な事項の周知に努めるものとする。

## 3 情報の提供

情報の提供として、会議録を作成し、東淀川区ホームページに掲載するほか東淀川区役所において閲覧に供する。

## 4 その他

この要領に定めのない事項は、区長が定める。

### 附 則

この要領は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 25 年 6 月 28 日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 18 日から施行する。

(別紙)

## 東淀川区区政会議傍聴要領

### 東淀川区区政会議

#### 1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、受付において区役所の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

#### 2 傍聴者の遵守事項

- 傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。
- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
  - (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
  - (3) 飲食又は喫煙をしないこと
  - (4) 携帯電話などは電源を切るか、マナーモードにすること
  - (5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、区長の許可を得た場合は、この限りではない。
  - (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
  - (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

#### 3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、区役所の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。